

愛媛県青少年保護条例の概要

条	項	目	罰則	改正時期等
1		目的		
2		運用上の注意		
3		定義		H17改正 R4改正
4		不健全な興行の観覧の制限	●	S52改正 H17改正
5		有害図書類等の販売等の制限	○	S52改正 H1改正 H8改正 H17改正
5の2		有害ながん具類等の販売等の制限	○	S52追加 H8改正 H17改正
5の3		自動販売機等の設置の届出等	●	H17追加
5の4		管理者	●	H17追加
5の5		自動販売機等の変更の届出等	●	H17追加
5の6		承継	●	H17追加
5の7		自動販売機等への有害図書等又は有害がん具類等の収納禁止	○	H17追加
5の8		自動販売機等の設置の場所規制		H17追加 H18改正
5の9		自動販売機等の適用除外		H17追加
6		有害薬品類の販売等の制限	○	S46追加 S52改正 S54改正
7		不健全な広告物の掲出等の制限	●	S52改正
8		質物の受入れの制限	●	H7改正 H8改正 H17改正
9		古物の買受け等の制限	●	H7改正 H17改正
9の2		不純な性行為等の制限	◎	S52追加

注：◎2年以下（1年以下）の懲役・100万円（50万円）以下の罰金、○30万円以下の罰金、●20万円（10万円）以下の罰金・科料

改正内容詳細

自動販売機条例廃止に伴い、第3項にテレビモニター等の電気通信設備を用いて遠隔地から監視するシステムが付いた自動販売機等も条例の規制対象となることを明確にした「自動販売機等」の定義を追加

婚姻による成年擬制の廃止による青少年の定義の改正

第1項第2号中に「又は残虐性」を追加

第1項に第3号として「著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの」を追加

見出し「図書類」→「図書類等」、1項「写真等」→「写真、音盤、その他規則で定める物品等」

条文中「音盤その他規則で定める物品」→「ビデオテープ、ビデオディスク、映画フィルム、スライド用フィルム、音盤及び録音テープ」

見出し「不健全な図書類等の販売等の制限」→「有害図書類等の販売等の制限」、第1項中「音盤及び録音テープ」→「及びビデオテープ、ビデオディスク、レコード、録音テープ、コンパクトディスクその他の映像又は音声記録されている物で機器を使用して当該映像又は音声を再生することができるもの」、第4項に包括指定の条文追加、第4項を第5項としたうえで、第2項により指定された図書類等（包括指定を含む）を有害図書類とし、第6項で業者の陳列義務の条文を追加

第3項及び第5項で「図書類等の販売又は貸付けを業とする者」→「図書類等取扱業者」として対象を拡大、第4項に第5号として包括指定の対象に表紙又は包装の用に供された物に卑わいな写真等を掲載している図書類等を追加、有害図書類等の陳列についての第6項で陳列の義務化、陳列場所における有害図書の青少年への販売等の制限の表示の義務化として第7項の追加、知事による必要な指示又は勧告として第8項の追加、知事による必要な措置命令として第9項の追加

条文追加：有害な刃物類及びがん具類の所持、販売、頒布、贈与、貸付の制限、指定（旧5条の2は6条に繰下げ、有害刃物類及びがん具類の所持の注意義務を規定していた第7条は削除）

見出し「有害な刃物類及びがん具類の販売等の制限」→「有害ながん具類等の販売等の制限」、第1項中「刃物類又はがん具類」→「がん具類、刃物類その他これらに類する物品（以下「がん具類等」という。）」、第4項に包括指定の条文追加、第4項を第5項としたうえで、包括指定を含めて第2項の規定により指定されたがん具類等と定義

第5項で販売等を制限するがん具類等を「有害がん具類等」として明記

条文追加：自動販売機条例廃止に伴い、青少年の健全育成に係る図書類等又はがん具類等の販売又は貸付けを自動販売機等により行おうとする者の設置の届出、届出済証の交付（交付された者を「自動販売機等業者」とする。）・自動販売機等への貼付を追加

条文追加：第5条の3追加に伴い、自動販売機等業者による自動販売機等の管理を行う者の設置を追加

条文追加：第5条の3追加に伴い、自動販売機等の届出内容の変更、販売又は貸付の休止・再開・廃止の届出、第5条の3第3項・第4項の準用を追加

条文追加：第5条の3追加に伴い、販売機等を譲り受け、借受けた者、又は自動販売機等業者の相続、合併、分割があった場合の自動販売機等業者の地位の承継、地位を承継した者の届出を追加

条文追加：自動販売機条例廃止に伴い、青少年の健全育成に係る有害図書類等又は有害がん具類等の自動販売機等への収納禁止、除去、知事による必要な指示・勧告・必要な措置命令を追加

条文追加：自動販売機条例廃止に伴い、青少年の健全育成に係る有害図書類等又は有害がん具類等と認められるものを収納した自動販売機等の設置場所の制限を追加（自販機条例では酒、たばこ、衛生用品も規制対象としていた。）

第2号中「第7条」→「第7条第1項」

条文追加：前2条の追加に伴い規定の適用除外を追加（青少年の立入が禁止されている場所、指定された興行を行う興行場に設置される自動販売機等）

条文追加：「有機溶剤等（有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号イに既定するものをいう。）で知事が定めるもの（「以下、「有害薬品類」という。）の販売、配布、贈与の制限

条ずれ 5条の2 ⇒ 第6条（旧第6条は第7条に繰下げ）

条文中「有機溶剤等（有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号イに既定するものをいう。）」→「医薬品、有機溶剤、有機溶剤含有物のうち、それを乱用することにより青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの」

条ずれ 第6条 ⇒ 第7条（旧第7条は削除）

条文中「物品（有価証券を含む。）」→「物品（有価証券を含む。以下同じ。）」

条文中「以下」→「次条において」

条文中に「（以下「質屋」という。）」を追加

条文中「第1条第2項」→「第2条第3項」

条文中に「（以下「古物商」という。）」を追加

条文追加：不純な性行為又はわいせつな行為の制限

愛媛県青少年保護条例の概要

条	項 目	罰 則	改正時期等
9の3	児童ポルノの提供の求めの禁止	○	H30追加
9の4	勧誘行為の禁止	○	H30追加
10	有害行為のための場所の提供等の制限	◎	S46改正 S52改正
11	いれずみの制限	◎	
12	夜間外出の制限	●	
13	深夜における興行場等への立入りの制限	●	H17改正
13の2	定義		H8追加 H13改正
13の3	青少年に対するツーショットダイヤル等利用カードの販売等の禁止	○	H13改正（旧第13条の3及び第13条の5はH8追加）
13の4	宣伝の規制		H13改正（旧第13条の4及び第13条の7はH8追加）
13の5	自動販売機へのツーショットダイヤル等利用カードの収納禁止等	○	H17追加（旧第13条の5はH8に第13条の9として追加されたもの）
13の6	自動販売機によるツーショットダイヤル等利用カードの販売の届出	●	H17追加
13の7	県の責務		H30追加
13の8	保護者の責務		H30追加
13の9	青少年有害情報の観覧等の防止		H17追加
13の10	携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等		H30追加（旧第5条の10はH17追加） H30追加
13の11	申出及び通報		H17追加（旧第13条の7はH8追加しH13削除） H30追加（旧第13条の7）
13の12	公表		H17追加（旧第13条の8はH8追加・H11改正・H13削除） H30追加（旧第13条の8）
14	家出等の疑いのある青少年の保護		S56改正 H6改正 H30改正
15	業者等の自主規制		S52改正
16	審議会への諮問		S52改正 H13改正 H17改正
17	立入調査等	●	H17改正
17の2	規則への委任		
18	罰則		S46改正 S52改正 H1改正 H4改正 H13改正 H17改正
19	両罰規定		H17改正
20	免責規定		

注：◎2年以下（1年以下）の懲役・100万円（50万円）以下の罰金、○30万円以下の罰金、●20万円（10万円）以下の罰金・科料

改正内容詳細

条文追加：自撮り要求行為の禁止
条文追加：風営法営業勧誘行為等の禁止
条文中「覚せい剤等の」→「覚せい剤等若しくは有害薬品類の不健全な」
条文中「わいせつな行為」→「わいせつな行為、暴行」
第1項の深夜の青少年の立入を制限する場所にいわゆるマンガ喫茶、インターネットカフェを追加、第2項「興業者等」→「前項各号に掲げる者（以下「興業者等」という。）」
条文追加：ツーショットダイヤル等営業の定義
風適法改正によりツーショットダイヤルが「店舗型及び無店舗型電話異性紹介営業」として規制されることに伴う改正
条ずれ 第13条の5 ⇒ 第13条の3 条文中にツーショットダイヤル等利用カードの定義を追加（ツーショットダイヤル等営業を営もうとする者の営業等の届出義務を規定していた第13条の3は削除）
条ずれ 第13条の7第4項 ⇒ 第13条の4 条文中営業所の名称の定義を追加、第13条の7第1項から第3項までと第5項は削除（ツーショットダイヤル等営業の禁止区域を規定していた第13条の4は削除）
第13条の5を第13条の7とし、自動販売機条例廃止に伴い、青少年の健全育成に係るツーショットダイヤル等利用カードの自動販売機への収納禁止、知事による必要な指示・勧告・必要な措置命令、適用除外を追加（第13条の5は青少年の保護のための申出及び通知を規定していた。）
条文追加：自動販売機条例廃止に伴い、青少年の健全育成に係るツーショットダイヤル等利用カードの自動販売機による販売の届出、5条の3第3項～第4項、5条の5、5条の6の準用を追加（第13条の6は、H8改正によりツーショットダイヤル等営業の方法の制限等の規定を追加したが、H13改正で削除された。）
条文追加：インターネットの適切な利用に関する知識の普及、啓発、教育その他の必要な施策の推進に努める
条文追加：青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴しないよう、インターネットを適切に活用する能力の育成に努めなければならない
条文追加：インターネット利用環境の整備のため、有害情報の定義、県民・端末設備を青少年の利用に供する者・端末設備の販売又は貸付けを業とする者・特定電気通信役務提供者の閲覧等の防止努力
条ずれ 第5条の10 ⇒ 第13条の9
条文追加：事業者のフィルタリング等説明書交付義務、保護者のフィルタリング不要申出書面の提出義務、事業者のフィルタリング不要申出書面の保存義務
条ずれ 第13条の5 ⇒ 第13条の7 条文中に新たに追加した条項の引用を追加
条ずれ 第13条の7 ⇒ 第13条の11
条文追加：知事が条例により命令をした場合における公表（H11改正は児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律施行に伴う改正）
条ずれ 第13条の8 ⇒ 第13条の12
条文中「又は福祉事務所」→「若しくは地方局又は市福祉事務所」
条文中「派出所」→「交番」
条文中：「住宅宿泊事業」及び「住宅宿泊管理業」を追加
条文中「図書類」→「図書類等又は刃物類若しくははがん具類」
第1項について他の条文削除による改正
第1項について他の条文追加・改正による改正、専門委員設置による改正
条文中に新たに追加した条項で審議会への諮問が必要なものを追加
立入調査対象について、「興行の場所その他の営業の場所」を「図書類等取扱業者、がん具類等の販売又は貸付けを業とする者、自動販売機等業者等、有害薬品類の販売を業とする者、広告主及び広告物を管理する者、質屋又は古物商、興業者等、ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機業者の営業の場所若しくは施設」とし明確化、必要な報告若しくは資料の提出を追加
第1項中「第10条」→「第5条の2、第10条」
第1項について他の条文追加・改正による改正、罰金又は料金の増額改定
条文中罰則強化による改正
条文中罰金額の引き上げによる改正
第3項～第8項について他の条文削除・改正による改正
第4項、第5項、第6項について他の条文追加・改正による改正
条文中「同条の刑」→「、同条の罰金刑」

